

「第4期仙台市障害福祉計画」の策定について（案）

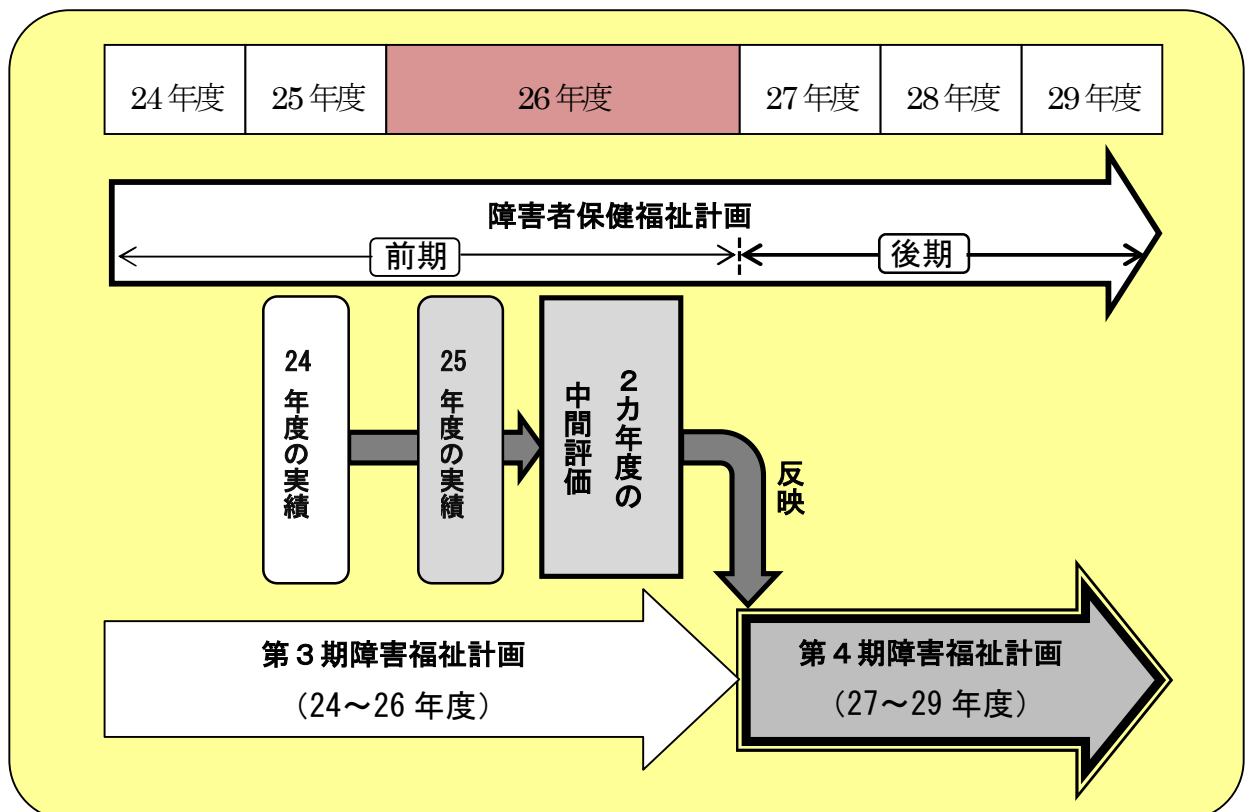
1 策定の趣旨

- ・ 障害者総合支援法に基づき、本市における、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する「市町村障害福祉計画」として、「第4期仙台市障害福祉計画（平成27～29年度）」を策定する。
- ・ 第4期障害福祉計画は、第3期障害福祉計画が障害者基本法に基づき本市の障害者のための基本的な施策を定めた「仙台市障害者保健福祉計画（平成24～29年度）」の前期3年間の障害福祉サービス等の提供等に係る実施計画として位置づけたことを継承して、後期3年間の実施計画として策定する。

2 計画期間 平成27年度～29年度（3年間）

3 策定の考え方

- ・ 仙台市障害者保健福祉計画及び第3期仙台市障害福祉計画の平成24年度及び25年度の実績を踏まえ、2カ年度の中間評価を実施し、評価結果等を「第4期仙台市障害福祉計画」に反映させる。



4 スケジュール 資料5参照